

# 鳥取県公報

令和4年9月30日(金) 第9436号

每週火 · 金曜日発行

			目 次
$\Diamond$	告	示	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (497) (福祉監査指導課)・・・・・・2 建築物移動等円滑化基準の不適用に係る基準等 (498) (住まいまちづくり課)・・・・2
			大規模小売店舗に関する変更事項の届出(499)(企業支援課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			保安林の指定の解除予定(500)(森林づくり推進課)・・・・・・・・・・5
			保安林の指定施業要件の変更(501) (東部農林事務所)・・・・・・・・・5
$\Diamond$	公	告	自衛官の募集(危機対策・情報課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			大規模店舗の設置の届出に対する知事の意見(住まいまちづくり課)・・・・・・・6

## 示

#### 鳥取県告示第497号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」と いう。) 第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。) の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃 止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3 (中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例 による場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
入江医院	東伯郡琴浦町下伊勢438	令和4年7月15日

#### 鳥取県告示第498号

鳥取県福祉のまちづくり条例(平成20年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。)第21条の2ただし書、第 22条第2項、第25条第1項、第27条、第28条並びに別表第10第5項第8号ただし書及びイ並びに第6項並びに別 表第11第2項第2号ただし書、第3項第5号ただし書、第4項第4号ただし書、第5項第9号及び第6項第2号 の規定に基づき、建築物移動等円滑化基準の不適用に係る基準等を次のとおり定め、令和4年10月1日から施行 する。

平成28年鳥取県告示第219号(建築物移動等円滑化基準の不適用に係る基準等について)は、令和4年9月30 日限り廃止する。

令和4年9月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる事項は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

第21条の2ただし	聴覚障害者の利用上	次の各号のいずれにも該当する場合
3,0==3,0	100011111111111111111111111111111111111	
書	支障がないものとし	(1) 当該特別特定建築物の利用居室数が1であるもの
	て知事が定める場合	(2) 利用居室から直接屋外へ歩行距離8メートル(当該利用居室の内
		装の仕上げを難燃材料でした場合は、16メートル)以下で出られるこ
		と。
第22条第2項	知事が定める大規模	次の各号のいずれかに該当する改修
	な改修	(1) 柱、梁その他の構造上重要な部分に大幅な変更を伴うもの
		(2) 防火又は避難に関する設備に大幅な変更を伴うもの
		(3) 敷地の拡張が必要となるもの
第25条第1項	車いす使用者が円滑	次の各号のいずれにも適合する構造
	に利用できる部分	(1) 車いす使用者利用部分の数は、客席の数が100以下の場合は1以
	(以下「車いす使用	上、100を超え400以下の場合は2以上、400を超え2,000以下の場合は
	者用客席」とい	席の数に200分の1を乗じて得た数以上、2,000を超える場合は10以上
	う。)の構造	とし、車いす使用者が選択できるよう、2箇所以上の異なる位置に分
		散して配置すること。
		(2) 同伴者(介助者、家族、友人等)用の客席等を確保すること。
		(3) 車いす使用者利用部分に通ずる客席等の通路のうち1以上の通路
		の幅は、内法を120センチメートル以上とし、区画50メートル以内ご
		とに140センチメートル角以上の転回スペースを設けること。
		(4) 車いす使用者利用部分に通ずる客席等の通路に高低差がある場合

第27条	車いす使用者の利用 上支障がないものと して知事が定める部	(1) 利用居室の一部に設ける一段高い座敷等であって、車いす使用者
	分	(2) 劇場等に設ける階段状の客席及び通路(客席の出入口から車いす 使用者用客席までの通路を除く。) の部分
第28条	車いす使用者の入居に適した構造	次の各号のいずれにも適合する構造 (1) 道等から車いす使用者用住戸(専ら車いすを室内で日常的に使用する者が居住するために整備した住戸をいう。以下同じ。)までの経路のうち1以上の経路が条例第20条第1項に規定する準移動等円滑化経路に適合すること。 (2) 車いす使用者用住戸は、次に掲げるものであること。 ア 住戸内は、車いす使用者が円滑に移動できるよう出入口の幅及び空間を確保し、床に段差を設けないこと。 イ 住戸に設ける電気、ガス、給水、排水及び換気に係る設備は、車いす使用者が円滑に利用できるものであること。
別表第10第5項第 8号ただし書		エレベーター及び乗降ロビーが、主として自動車の駐車の用に供する施設(以下「駐車施設」という。)に設けるものである場合
別表第10第5項第 8号イ	知事が定める方法	次の各号のいずれかに該当する方法 (1) 文字等の浮き彫り (2) 音による案内 (3) 点字及び前2号に掲げるものに類する方法
別表第10第6項	知事が定める特殊な 構造又は使用形態の エレベーターその他 の昇降機	次の各号のいずれかに該当するエレベーターその他の昇降機 (1) 昇降行程が4メートル以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターであって、かごの定格速度が毎分15メートル以下で、その床面積が2.25平方メートル以下のもの (2) 車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合には2枚以上の路段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターであって、運転時における踏段の定格速度が毎分30メートル以下で、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの
別表第10第6項	車いす使用者が円滑 に利用できるものと して知事が定める構 造	次の各号のいずれかに該当する構造 (1) エレベーターにあっては、次のいずれにも適合する構造 ア 特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構 造方法を定める件(平成12年建設省告示第1413号)第1第7号に定

める構造であること。     イ かごの幅が70センチメートル以上、奥行きが120センチメートル以上であること。     ウ 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。     (2) エスカレーターにあっては、通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた階段の定格速度を定める件(平成12年建設省告示第1417号)第1第3号に定める構造別表第11第2項第 視覚障害者の利用上 廊下等が次の各号のいずれかに該当するものである場合     (1) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接
以上であること。     ウ 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。     (2) エスカレーターにあっては、通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた階段の定格速度を定める件(平成12年建設省告示第1417号)第1第3号に定める構造 別表第11第2項第 視覚障害者の利用上 廊下等が次の各号のいずれかに該当するものである場合 2号ただし書 支障がないものとし (1) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接
ウ 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。 (2) エスカレーターにあっては、通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた階段の定格速度を定める件(平成12年建設省告示第1417号)第1第3号に定める構造別表第11第2項第 視覚障害者の利用上 廊下等が次の各号のいずれかに該当するものである場合 2号ただし書 支障がないものとし (1) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接
は、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。 (2) エスカレーターにあっては、通常の使用状態において人又は物が 挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーター の構造及びエスカレーターの勾配に応じた階段の定格速度を定める件 (平成12年建設省告示第1417号)第1第3号に定める構造 別表第11第2項第 視覚障害者の利用上 変でが次の各号のいずれかに該当するものである場合 2号ただし書 支障がないものとし (1) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接
(2) エスカレーターにあっては、通常の使用状態において人又は物が 挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーター の構造及びエスカレーターの勾配に応じた階段の定格速度を定める件 (平成12年建設省告示第1417号) 第1第3号に定める構造 別表第11第2項第 視覚障害者の利用上 廊下等が次の各号のいずれかに該当するものである場合 2号ただし書 支障がないものとし (1) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接
挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーター の構造及びエスカレーターの勾配に応じた階段の定格速度を定める件 (平成12年建設省告示第1417号) 第1第3号に定める構造 別表第11第2項第 視覚障害者の利用上 廊下等が次の各号のいずれかに該当するものである場合 2号ただし書 支障がないものとし (1) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接
の構造及びエスカレーターの勾配に応じた階段の定格速度を定める件 (平成12年建設省告示第1417号)第1第3号に定める構造 別表第11第2項第 視覚障害者の利用上 廊下等が次の各号のいずれかに該当するものである場合 2号ただし書 支障がないものとし (1) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接
(平成12年建設省告示第1417号) 第 1 第 3 号に定める構造 別表第11第 2 項第 視覚障害者の利用上 廊下等が次の各号のいずれかに該当するものである場合 2 号ただし書 支障がないものとし (1) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接
別表第11第2項第 視覚障害者の利用上 廊下等が次の各号のいずれかに該当するものである場合 2号ただし書 支障がないものとし (1) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接
2号ただし書 支障がないものとし (1) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接
マヤマ まい ウェスト カー・ナフェ の
て知事が定める場合   するもの
(2) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超え
ない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの
(3) 駐車施設に設けるもの
別表第11第3項第 視覚障害者の利用上 踊場の部分が次の各号のいずれかに該当するものである場合
5号ただし書 支障がないものとし (1) 駐車施設に設けるもの
て知事が定める場合 (2) 段がある部分と連続して手すりを設けるもの
別表第11第4項第 視覚障害者の利用上 踊場の部分が次の各号のいずれかに該当するものである場合
4号ただし書 支障がないものとし (1) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接
て知事が定める場合 するもの
(2) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超え
ない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの
(3) 駐車施設に設けるもの
(4) 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの
別表第11第5項第 知事が定める方法 次の各号のいずれかに該当する方法
9号 (1) 文字等の浮き彫り
(2) 音による案内
(3) 点字及び前2号に掲げる方法に類する方法
別表第11第6項第 視覚障害者の利用上 次の各号のいずれかに該当する部分
2号   支障がないものとし (1) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接
て知事が定める部分はある部分はある。
(2) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超え
ない傾斜がある部分の上端及び下端に近接する部分
(3) 段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける
部分

### 鳥取県告示第499号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第 5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3 項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和4年9月30日

鳥取県知事 平 井 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 けんこうらんどショッピングタウン 鳥取市大杙45-1

- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社日本海リッチランド 代表取締役 吉岡 秀樹 鳥取市吉成二丁目14-21
- 3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 吉岡 利固

変更後 代表取締役 吉岡 秀樹

4 変更年月日

令和4年8月1日

5 届出年月日

令和4年8月25日

6 縦覧に供する書類

届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

令和4年9月30日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

#### 鳥取県告示第500号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定 により告示する。

令和4年9月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
  - 鳥取市浜坂字東浜1390の436 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

国立公園事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に 備え置いて縦覧に供する。)

.....

#### 鳥取県告示第501号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 令和4年9月30日

> 鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 﨑 俊 宏

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 鳥取市青谷町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的

魚つき

- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林 業振興課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第117条第1項(第118条においてその例によることとさ れた場合を含む。)の規定に基づき、令和4年度自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示 する。

令和4年9月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 採用する自衛官候補生

陸上要員(男女)、海上要員(男女)、航空要員(男女)

2 募集期間

令和4年10月3日(月)から同年11月18日(金)まで

筆記試験(国語、数学、地理歴史及び公民並びに作文)、口述試験、適性検査及び身体検査

- 4 試験期日及び試験場
  - (1) 筆記試験及び適性検査 (WEB試験方式)

令和4年11月27日(日)から同月29日(火)までの任意の1日

(予備日:令和4年11月30日(水))

(2) 口述試験及び身体検査

令和4年12月3日(十)

航空自衛隊美保基地 (境港市小篠津町2258)

5 合格発表予定日

試験実施日に示す日

6 採用予定時期

令和5年3月下旬から同年4月上旬までの間(詳細は、採用予定通知書で通知する。)

7 応募資格

採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満(ただし、32歳の者にあっては、採用予定月の1日から起算して 3月に達する日の翌月の末日において33歳に達していない者に限る。)の日本国籍を有する者で、自衛隊法(昭 和29年法律第165号) 第38条第1項に定める欠格事由に該当しない者であること。

- 8 問合せ先
  - (1) 各市役所及び町村役場(自衛官募集窓口)
  - (2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等

本部 (0857-23-2251)

鳥取募集案内所 (0857-26-4019)

倉吉地域事務所 (0858-47-3250)

米子地域事務所 (0859-33-2440)

令和4年7月12日付鳥取県公報第9415号で公告した(仮称)マックスバリュ米子河崎店に係る鳥取県大規模店 舗立地誘導条例(平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。) 第8条第1項の規定に基づく大規模店舗 の設置の届出について、条例第11条第2項の規定に基づき、意見がない旨を届出者に通知したので、同条第3項 の規定により公告する。

なお、このことに異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき令和4年10月14日までに知事に意見書 を提出することができる。

令和4年9月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治